

2-5 感染症対策専門人材の養成・確保について（案）

（山梨県）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や今後さらなる未知の感染症の発生が危惧される中、感染拡大を未然に防ぎ、必要な対策や医療等を確実に提供できる感染症に関わる専門人材を地方自治体レベルで養成・確保することが急務となっている。

養成・確保が必要な専門人材は、感染症対策に関して高度な専門知識を有し、地域の感染症対策のリーダーとなる専門医、感染症に精通した感染管理認定看護師、感染症対策に関して十分な知識を有し、保健所などの実務で中心的な役割を担う職員である。

現在、日本感染症学会が認定している感染症専門医は全国に約1,500人いるが、地域偏在が大きく、人口10万人当たりの専門医の数では、都道府県間で最大25倍もの差がある。

（公社）日本看護協会が認定している感染管理認定看護師は、全国に約3,000人おり、各地の医療機関において、感染症対策の中心的な役割を担い、院内の感染防止など安定した医療の提供に向け活躍している。しかしながら、その資格を取得するためには、全国に9箇所の教育機関へ出向き、半年以上にわたって600時間を超える講義を受講する必要があるため、その間、派遣元の医療機関は代替職員を確保しなければならず、家庭を離れる看護師本人にとっても育児や介護等の観点から非常に高いハードルになっている。

また、地方自治体職員等を対象とした感染症に関する専門人材の養成プログラムは国が整備しているが、募集定員が少ないことや、研修派遣期間が長期にわたることなど、地方自治体にとっては活用しにくい状況にある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地域の感染症対策のリーダーとなる感染症専門医の養成に計画的に取り組むとともに、小規模自治体にあっても必要な人材を確保できるよう、地域偏在の少ない人材配置の仕組みを構築すること。
- 2 感染管理認定看護師の資格取得にかかる負担軽減に向け、eラーニングの導入などを支援すること。

感染症に精通した専門性の高い看護師が多くの医療機関において活躍することができるよう、感染管理認定看護師に準じる資格を創設し、診療報酬において感染防止対策に関する新たな加算を設けるなど、専門性の高い看護師のすそ野を広げるための制度設計を進めること。
- 3 保健所などの現場で感染症対策の実務を担う中核的な職員を養成する研修プログラムを設置するとともに、短期間のプログラムやオンラインコースの開設など、多くの職員が受講しやすい環境を整備すること。